

徳島県公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の四第一項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月十三日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

指定講習機関の名称及び住所	株式会社徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十二番地	株式会社阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地
代表者氏名	生原寛	酒井一誠
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	徳島第一自動車教習所 徳島市論田町本浦下七十二番地	阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地
特定講習の種類	若年運転者講習	若年運転者講習
指定年月日	令和四年五月十三日	令和四年五月十三日